

## 各種定義の解説資料の作成について

## 1 経緯

## ○用語の多様化

ILO決議への対応に伴い、「追加就労希望者」、「潜在労働力人口」などの新たな定義や概念の追加、未活用労働指標を含む新たな6種類の指標の作成を予定している。

## ○定義の複雑化

上記の用語や指標については、複数の調査事項を用いて判定又は算出する必要がある。これまで新たな就業状態区分や判定フローの提示等を行い、対応してきたところ。

⇒ 用語の多様化・定義の複雑化を背景として、ユーザへの適切な情報提供や利便性の向上を図ることが重要。このため、労働力調査の改正に向け、解説資料やQ&Aを充実してはどうか。

<作成を予定しているもの>

- ・ Q&A
- ・ 用語の解説
- ・ トピックス

## 2 Q &amp; A の例

Q 1 労働力調査の詳細集計の結果として、指標 1～6 が公表されましたが、指標 6 が本当の失業率を意味するのではないですか。

A 1 失業という概念は、国際比較が可能となるよう、国際労働機関（ILO）で出された決議（ILO決議）に準拠しています。我が国でも、ILO決議に準拠しており、失業率は国際基準になっている、ということができます。

一方で、新たな指標 6 については、ILO決議では「未活用労働指標」として位置付けられ、失業者のほか、就業者の中でも「もっと働きたい」と考えている方や、仕事をしたいと思っているのに仕事を探す活動をしていない方を含めています。

これは、失業者以外に、労働市場で活用可能な方全てを対象とした率ということができ、国際比較可能な失業率とは異なるものです。

Q 2 「追加就労希望者」とはどういった者ですか。

A 2 「追加就労希望者」とは、就業者のうち、もっと働きたいと思っている方で、実際に働くことができる方をいいます。例えば、週30時間のシフトを組んで働いているのに、自分は週40時間まで働くことが可能である、という方が該当します。

我が国では、「週35時間未満」の方で、もっと働くことを希望し、かつ働くことができる者を「追加就労希望者」として把握しています。

Q 3 「追加就労希望者」の基準は、なぜ35時間なのですか。

A 3 我が国の労働力調査では、従来から、就業時間35時間という基準で、短時間か否かということを判定しています。この理由として、一つは法律上の週の労働時間の最大が40時間であることを考慮しています。また、1日の所定労働時間が7時間以上の企業がほとんどを占めている（平成27年就労条件総合調査結果で、95%以上）という実態も考慮しています。

さらに、諸外国の状況、例えばアメリカ・フランスで35時間という基準になっている点なども考慮しています。

Q 4 「拡張求職者」とは何ですか。失業者ではないのでしょうか。

A 4 拡張求職者は、失業の3要件（就業していないこと、求職活動を行っていること、就業可能であること）のうち、「就業していないこと」と「求職活動を行っていること」の2要件に該当して、さらに、就業可能期間については「ただちに就業できるわけではないが、少し後（2週間）以内に就業できる者」としています。

このように、失業の3要件に該当するものではないため、我が国では失業者としては扱っていません。

なお、ILO決議によれば、この者を失業者として扱っても差し支えないとなっています。アメリカ・韓国では失業者に含めず、EU諸国では失業者に含めており、諸外国の取扱は各国の実状に応じて異なっています。

我が国では、「拡張求職者」をとらえ、諸外国の定義をあわせた形で失業率を比較可能になるようにしています。